

議案第 24 号

大野市 3 人っ子給食費助成金交付要綱案

令和 2 年 3 月 24 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市 3 人っ子給食費助成金の交付に関し、必要な事項を定めるため

大野市3人っ子給食費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市3人っ子給食費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が負担する学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）を助成することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図り、もって子育てを支援するため、第3子以降の学校給食費に対する助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する保護者とする。

- (1) 3人以上の子を養育していること。
- (2) 養育している子のうち、出生の早い者から順に数えて3番目以降の子のいずれかが市内に住所を有しており、かつ、小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍していること。
- (3) 世帯に市税の滞納がないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条第2号の要件を満たす児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の学校給食費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部について給付等を受けた場合は、助成金の額から当該給付等に相当する額を除くものとする。

(申請手続)

第4条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、大野市3人っ子給食費助成金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒が在籍する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して行う。ただし、学校長を経由し難い事由がある場合は、市長に直接申請書を提出することができる。

(権限の委任)

第5条 前条第1項の規定により助成金を申請する者(以下「申請者」という。)は、助成金の申請に当たり、助成金を請求する権限、助成金を受領する権限、受領した助成金を学校給食費に充当する権限その他助成金に関する一切の権限を学校長に委任するものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、遅滞なく審査し、助成金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、審査の結果について大野市3人っ子給食費助成金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、併せて学校長に報告する。

(助成開始日及び助成期間)

第7条 助成金の助成を開始する日(以下「助成開始日」という。)は、申請月の最初の日とする。

2 助成金の対象とする期間は、前項に定める助成開始日から当該日が属する学年の末日までとする。

(助成金の交付請求)

第8条 第5条の規定により申請者から権限の委任を受けた学校長が助成金の交付を受けようとするときは、大野市3人っ子給食費助成金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付及び充当)

第9条 助成金は、第6条の規定により交付決定した申請者(以下「受給者」という。)に、口座振込の方法により各学期の終業後に交付する。ただし、学校長が

受給者から収納していない学校給食費に対する助成金については学校長に交付することとし、学校長は受領した助成金を当該児童生徒の学校給食費に充当するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 受給者は、第2条に規定する助成対象者の要件に該当しなくなったときは、学校長を経由して大野市3人っ子給食費助成金受給事由消滅届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において受給者が助成金を既に受けているときは、市長はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に定める受給対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 受給者が偽りその他不正な手段により助成金を受けたと判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定が適当でないと認めたとき。

(関係図書の保存)

第11条 市長、学校長及び受給者は、助成金に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類を、第7条第1項に規定する助成金の助成開始日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第11条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

氏 名

印

連絡先

大野市3人っ子給食費助成金交付申請書

みだしの助成金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

児童生徒氏名				
学校名・学年				
世帯の状況				
氏名	生年月日	続柄	職業又は 学校名・学年	備考
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
※続柄は助成対象となる児童生徒からの続柄を記入してください。				
同意書・委任状				
大野市3人っ子給食費助成金の支給に関する事務手続を処理することに限り、上記世帯員の住民登録情報及び地方税関係情報を取得することに同意します。 大野市3人っ子給食費助成金に関する一切の権限（助成金を請求する権限、助成金を受領する権限、受領した助成金を学校給食費に充当する権限等）を学校長に委任します。				
年 月 日		保護者氏名	印	
振込希望口座				
金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義（カナ）
		普通・当座		

※振込希望口座の通帳（口座情報が記載されているページ）のコピーを添付してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大野市長 印

大野市3人っ子給食費助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみだしの助成金の交付申請について審査した結果、大野市3人っ子給食費助成金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金交付の可否 可 ・ 否

2 可否決定の理由

3 対象児童生徒

学校名

学 年 年

氏 名

4 助成開始年月日 年 月 日

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大野市長 様

学校名

学校長名

印

大野市3人っ子給食費助成金交付請求書

みだしの助成金について、下記の金額を請求します。

記

- 1 助成金の名称 大野市3人っ子給食費助成金
- 2 助成金交付請求金額 円
- 3 添付書類 大野市3人っ子給食費助成金請求明細書（別紙1）





様式第4号（第10条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所

氏名

印

大野市3人っ子給食費助成金受給事由消滅届

下記の理由により、みだしの助成金の受給事由が消滅したので届け出します。

記

1 対象児童生徒

学校名

学 年 年

氏 名

2 受給事由消滅の理由

3 理由発生年月日

年 月 日